

富津市地域公共交通会議財務規程の一部改正について

1. 改正の理由

富津市地域公共交通会議財務規程（以下、「本規程」という。）は、令和2年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日号外法律第59号）の改正により、それまで各事業主体へ直接交付されていた地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）が富津市地域公共交通会議を経由して交付されることになったことを受け、財務に関する取扱いを明文化したものです。

今般、会議運営に支障のない範囲で効率的な事務執行を図るため、以下のよう
に本規程の一部改正をいたしましたので、報告いたします。

2. 改正の内容

富津市地域公共会議財務規程 新旧対照表

現 行	改 正 案
(予算) 第2条 略 2 会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、 <u>年度開始前に</u> 会議に諮るものとする。 3 略 4 略 附 則 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。	(予算) 第2条 略 2 会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、会議に諮るものとする。 3 略 4 略 附 則 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 2 <u>この規程は、令和5年7月1日から施行する。</u>

3. 改正の根拠

富津市地域公共交通会議設置要綱の規定による。

抜粋

（財務に関する事項）

第16条 会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。